

## 国民健康保険税の 納税通知書を 発送します

7月10日(金)に、平成21年度の国民健康保険(国保)税の納税通知書を発送します。

この納税通知書は、同じ世帯で国保に加入している方がいる場合、世帯主の加入・未加入にかかわらず、世帯主あてに送付します。内容をご確認ください。社会保険などに加入した方は、必ず国保の脱退手続きをしてください。  
**納付方法の変更が可能です**

特別徴収(年金から天引き)される方は、申請により、納付方法を口座からの振替納付に変更することができます。引き落としを希望する口座の通帳・銀行印・納税通知書を持参し、国民健康保険課(本庁舎二階)・出張所・連絡所に申請してください。

### 国保税の軽減措置

世帯所得が少ない場合は、国保税(医療保険分・後期高齢者支援金等分・介護保険分)の均等割額を、六割・四割軽減します。国保加入者がいる世帯の世帯主および国保

加入者は、所得の有無にかかわらず、前年分所得を申告してください。

### 国保税の減免制度

火災などの災害により損害を受けた世帯や、病気などで前年に比べ所得が著しく減少した世帯は、申請により国保税の減免を受けられる場合があります。

問い合わせ：国民健康保険課

国保資格担当

TEL 224-5836

### 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) 被保険者証の一斉更新

7月中旬に新しい被保険者証(保険証)を送付します。有効期限は、平成21年8月1日から同22年7月31日までです。今まで使っていた保険証は、同21年7月31日に有効期限が切れますので、市役所または近くの出張所・連絡所に返却してください。

保険料に滞納があると、有効期間の短い保険証を交付する場合があります。

保険証を確実にお届けするために、「簡易書留」で郵送

## 災害時におけるバス利用に関する協定を締結

防災危機管理課・TEL224-5554

### けるバス利用に関する協定調



市と社団法人埼玉県バス協会西部地区部会(若野廣会長)は、6月8日に災害時におけるバス利用に関する協定を締結しました。

この協定により、災害が発生した場合などに、バスを一時的な避難所として利用できます。また、避難者を避難場所から避難所へ移送する際にも利用でき、災害被害の軽減が図られ、市民の安全を確保することが期待されます。

**避難場所**…身の安全を確保するために一時的に逃げ込む場所(公園・グラウンド、私立高校・大学の校庭など)

**避難所**…家屋などの倒壊の恐れがある場合などに、避難生活を送るための施設(市立小中学校・高校、県立高校の体育館、バスなど)

します。配達時に不在の場合には、受取方法の「お知らせ」により、郵便局で手続きをしてください。

郵便局の保管期間(配達から一週間)を過ぎた場合は、次のいずれかの方法で受け取ってください。

### ① 医療助成課(本庁舎二階)

に印鑑・身分証明書(現在の保険証、運転免許証など)を持参して受け取ってください。

同じ世帯の家族が身分証明書を持参する場合は、本人同様窓口でお渡し

できます。

② 出張所・連絡所に身分証明書を持参して交付申請を行ってください。保険証は、簡易書留で郵送します。

8月下旬までに受け取られない方には、個別に通知します。その内容に基づき交付申請をして保険証を受け取ってください。

### 医療費の負担割合の定期判定について

長寿医療制度では、医療費の窓口負担は原則一割負担です。同一世帯の被保険者に、

市・県民税課税標準額が百四十五万円以上の「現役並み所得者」がいる場合、世帯内の被保険者全員が三割負担になります。

一方、収入額によっては申請すると一割負担になる場合があります。該当すると思われる方には申請書を送付してありますので、7月中に手続きをしてください。

\*8月以降に手続きをした場合は、翌月から適用されます。

問い合わせ：医療助成課

TEL 224-5842

